

シンナガサキミーていんぐ開催レポート

i n 飽浦小学校区



令和6年11月10日（日）、自治会や民生児童委員など19人の皆さんにお集まりいただき、飽浦小学校区の「シンナガサキミーていんぐ」を開催しました。

ミーていんぐでは、小学校の統廃合や斜面地特有の課題など、日頃地域で暮らしていく中で感じていることなどをお話しいただきました。

いただいたご意見

①空き家対策について

現状では空き家が個人の所有物であるため、対応が難しいというのが現実。このままでは空き家が増え続ける一方なので、市全体でもう少し対策を進めてもらえないか。

市の考え方
回答

近隣住民や自治会から相談があった物件については、現地確認や所有者調査を行い、所有者判明後に連絡文書を送付し、対応をお願いしています。しかしながら、相続による権利の複雑化により、所有者等の調査に時間を要するものもあります。あくまでも空家等は、所有者等の財産であり、当然その管理は所有者等が適切に管理を行うことが原則でありますので、今後も文書送付等により適正管理に関する働きかけを重ねて行うなど、粘り強く指導を行っていきます。

水の浦地区で相談いただいている空家についても、同様に現地確認や所有者調査を行い、把握した所有者や相続人に対し、連絡文書を送付しております。その中で相手からの反応がない物件に関しては再度現地確認や文書を送付し、手紙や電話などで何らかの反応があった物件についても解決するまで繰り返し、対応依頼や指導を行っております。

なお、個別の案件についての進捗確認や再度の相談に関しましては、お手数ですが、建築指導課にご連絡ください。また、令和6年度から行っている「地域に出向く講座」などにおいても、空き家の管理は所有者等が適切に管理を行う必要があることを促し、併せて、空き家・空き地情報バンクの制度を周知しています。

②土地の無償譲渡について

土地を長崎市への無償譲渡することは可能か。実際に現実的な選択肢として考えられるのか。

市の考え方
回答

市への土地の無償譲渡（以下、寄附）の相談については、道路や公園など公共事業に必要な用地であれば寄附でいただくことはありますが、公共のために活用する予定がない土地については、寄附をお受けすることはできません。

なお、相続等により取得した土地の管理にお困りの場合、国の「相続土地国庫帰属制度」がありますので、ホームページをご覧ください。また、法務局へ問い合わせください。（一定の要件あり）

また、老朽化し危険である、若しくは危険となるおそれがある特定空き家の除却を行う方に、その除却費用の一部を補助する制度を設けていますので、建築指導課（Tel 829-1174）までご相談ください。（上限額あり）



▲相続土地
国庫帰属制度



▲特定空き家等
除却費補助金

③自治会要望アプリについて

自治会要望について、アプリが導入され、市からの連絡はアプリで来ることになっているが、何も返答がなく作業が終了している場合がある。進捗が分からないものもあるので、しばらくは紙で回答してほしい。

市の考え方
回 答

生活道路・河川・公園等の修繕に関する各自治会からの要望については、8月末までに受付を行い、併せて要望箇所の現地調査を行った上で、『実施予定』または『今回見送り』などの対応の方向性を判断しており、その後、実施と判断した箇所の修繕等を翌年度の6月末までに随時、実施していくこととしています。

また、令和4年度から専用アプリを利用してスマートフォンやタブレットから要望申請することが出来るようになっており、要望書に添付する位置図の作成や現地の写真を印刷する手間が省けるなど、要望書の作成が少しでも楽になるとともに、対応の進捗状況が確認できるものであり、ご利用の促進を図っています。

要望に対する回答や現状の説明等の報告ができていないことについては、速やかに説明等を行い情報の共有をしていきたいと考えています。

なお、現在、紙を用いた回答は基本的に行っておらず、アプリにより結果の確認をお願いしておりますので、ご理解のほど、よろしくお願いします。

④イノシシ対策について

民家付近にもイノシシが出ている。地域の高齢化が進んでおり、対策が十分に行き届かないのが現状。イノシシの生態研究や効果的な対策を講じるべきと思う。また、イノシシに関する看板設置も検討してほしい。

市の考え方
回 答

長崎市では、イノシシ等により農作物被害を受けている個人、または生活環境被害を受けている地域を守ろうとする自治会に対して、ワイヤーメッシュ柵の資材の貸与事業を実施しています。

一方で、限られた人員や財源の中で対応していく必要もあることから、個人宅の庭につきましては、個人の負担で対応をお願いしていますのでご理解くださるようお願いいたします。

また、イノシシ対策の専門部署の設置につきましては、イノシシ対策に精通した農林振興課で一元的に対応していく必要があると考えていますが、生活環境被害が増えている現状も認識していますので、引き続き総合事務所や各地域センターと連携しながら対応したいと考えます。

イノシシの生態に関する研究や効果的な対策については、これまでもドローンの活用や新たな忌避資材の検討など、必要に応じて実証試験に取り組んでいます。また、ワイヤーメッシュ柵の設置等に対する補助や補修用のワイヤーメッシュ柵の導入など、自治会等の負担軽減に対する取り組みも進めており、今後も更なる負担軽減に向けた対策に取り組んでいきます。

なお、市として注意喚起の看板設置は行っていないませんが、個人や自治会が注意喚起のためのチラシやポスターを設置・配布する場合には、原稿を提供していますので、農林振興課（Tel 820-6564）へご相談ください。

鈴木市長のひと言

地域の現状を伺い、大変有意義な意見交換ができたと思います。

高齢化によって、今までできていたことができなくなるなど、様々な課題を抱えていることを改めて認識しました。そういう中で、持続可能な地域の仕組みをしっかりとつくることの大切さなどを感じ、これからのまちづくりについて考えることができました。



参加者からの感想

各自治会が抱えている問題で市の方へ要望していることを聞けて、今後課題を精査して要望していこうと思った。

飽浦小学校区各自治会の抱えている問題が聞けて、また各々の自治会で解決できるところを聞けて良かった。

市長さん自ら、自治会長や民生委員の個々の話を聞いてくれるのが良かった。

初めて出席しましたが、問題点を共有でき、市長の声も聞けて良かったです。

